

## これまでの経緯等について

---

# 消防用設備等の定期点検に係る根拠条文①

消火器や自動火災報知設備などの消防用設備等については、消防法第17条の3の3において、防火対象物の関係者に対し、定期点検を義務付けている。

## <消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告>

第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期的に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

## <消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物等>

第36条 法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物は、別表第一（20）項に掲げる防火対象物とする。  
2 法第17条の三の三の消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。  
一 別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもの  
二 別表第一（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで、（16）項ロ、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のもののうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの  
三 前二号に掲げるもののほか、別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、1）以上設けられていないもの  
四 前3号に掲げるもののほか、消防用設備等又は特殊消防用設備等の防火安全性能を確保するために、消防設備士等による点検が特に必要であるものとして総務省令で定める防火対象物  
※ 第4号については、令和5年4月1日から施行

## <消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告>

第31条の6  
1～6（略）  
7 法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁長官の登録を受けた法人（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第二項において「消防設備点検資格者」という。）とする。  
一～十（略）  
8（略）

## <消防設備士等による点検が特に必要である防火対象物>

第31条の6の2 令第36条第2項第4号の総務省令で定める防火対象物は、全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）が設置されているものとする。  
※ 本条は、令和5年4月1日から施行

# 消防用設備等の定期点検に係る根拠条文②

## 何を、どのように定期点検を行っているか

消防用設備等の点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）において、設備ごとに定められており、外観により、設備の外形に変形・損傷・著しい腐食等がないか等を確認するとともに、機器を操作・作動させることにより、設備の機能等が正常であるかを確認する内容となっている。

## 消火器の点検基準

### 機器点検（一部抜粋）

- 設置状況
  - ア 設置場所  
通行又は避難に支障がなく、かつ、消火器については消火薬剤が凍結、変質等のおそれの少ない場所で、使用に際して容易に持ち出すことができる位置にあること。
  - イ 設置間隔  
防火対象物の各部分からそれぞれ当該消火器具に至る歩行距離が規定の数値以下であること。 等

- 消火器の外形
  - ア 本体容器  
消火薬剤の漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
  - イ 安全栓の封  
損傷、脱落等がなく、確実に取り付けられていること。
  - ウ 安全栓  
変形、損傷等がなく、確実に装着されていること。 等



本体容器の点検イメージ  
(底部の例)

## 自動火災報知設備の点検基準

### 機器点検（一部抜粋）

- 感知器
  - ア 外形  
変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
  - イ 警戒状況  
(ア) 未警戒部分・・・未警戒の部分がないこと。  
(イ) 感知区域・・・設定が適正であること。 等
  - ウ 熱感知器(自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る熱感知器又は多信号感知器を除く。)  
(ア) スポット型・・・確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。 等  
※ このほか、煙感知器や炎感知器等の点検項目が定められている。

感知器と点検イメージ



- 発信機
  - ア 周囲の状況  
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
  - イ 外形  
変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
  - ウ 表示  
適正であること。
  - エ 押しボタン及び送受話器  
押しボタン又は送受話器を操作した際、確実に作動すること。  
なお、確認灯のあるものにあつては、点灯すること。
  - オ 表示灯  
変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。



発信機の点検イメージ

## 総合点検

- 同時作動  
機能が正常であること。
- 煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)感度が正常であること。
- 地区音響装置の音圧  
規定値以上であること。
- 総合作動(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)  
非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示、注意表示(アナログ式の自動火災報知設備に限る。)及び音響装置の鳴動が正常であること。

# 検討の背景について

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）においては、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）に基づき、「定期検査・点検規制」※1を見直すこととされている。※2

- ※1 施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
- ※2 消防法第17条の3の3については、PHASE1からPHASE2への見直しを検討することとされている。

## 規制改革実施計画

令和4年6月7日  
閣議決定

### II 実施事項

#### 1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

国民がデジタル技術を活用したより良いサービスを楽しみ、成長を実感できる社会の実現に向け、経済社会の仕組みをデジタル時代に合ったものに作り直していくため、デジタル原則に照らして国の規制・制度を横断的に見直す観点から、以下の事項について重点的に取り組む。

(1)～(2) 略

(3)定期検査・点検に係る規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	定期検査・点検規制の見直しの着実な推進	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、デジタル原則への適合性の点検・見直しの対象となる定期検査・点検規制について、規制所管府省は、点検・見直しを確実に実施する。	速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置	内閣府 警察庁 個人情報保護委員会 金融庁 消費者庁 デジタル庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 原子力規制庁 防衛省 人事院

# デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（抜粋）

## 定期検査・点検規制の類型化とフェーズ（詳細）

### PHASE 1

定期検査・  
点検規制

- ①法令等により一律に「年一回」「月一回」「日一回」等と規定
- ②法令等の但し書や認定制度等で定期の検査を緩和する規定があるが、条件が不明確

第三者による一定の基準への適合性の判定  
(第三者検査)

類型 1

自らによる一定の基準への適合性の判定  
(自主検査)

類型 2

実態・動向・量などの明確化  
(調査・測定)

類型 3

### PHASE 2

デジタル技術の活用による  
規制目的の達成

#### [新たな規制の在り方の検討]

- 現行の検査手法等にとらわれず、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や規制の在り方を検討
- そのために必要となるデータの特定・収集・蓄積

#### [現行の規制の合理化]

- 現行の検査手法等の技術中立化  
(技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化)
- 可能な項目から検査等の周期を延長
- 検査等の結果報告のオンライン化を推進

#### [民間の技術の積極的な活用]

- 技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化（民間の研究開発・参入を促進）
- 課題解決型公募や企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進

人の介在が不要となる忠実なアルゴリズム等の技術の  
進歩

類型 1

類型 2

類型 3

- 第三者検査の撤廃

- 検査周期の延長

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（自主検査とその記録の保存等を義務づけ）

例) 高度な保安を行うプラント事業者等の認定で行政による定期検査を代替

- 定期自主検査の撤廃

- 検査周期の延長

常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（検査記録の保存等を義務づけ）

例) 遠隔監視により大型浄化槽の自主点検の周期を延長

例) 高度な保安を行うLPガス事業者の自主点検の周期を延長

- 定期調査・測定  
規制の撤廃

常時・遠隔監視等や、高度な管理を行う事業者の認定制度等で代替

### PHASE 3

定期の検査・調査・  
測定の撤廃

## PHASEを進めるための課題（論点）

新技術等の導入による、機器・点検項目ごとの検査手法を定める規制の技術中立化、点検項目の廃止・統合、検査周期の延長等の検討

○ 今後のデジタル技術の活用可能性及び課題（論点）については、消防用設備等ごとの点検項目によって異なる。

### （1）外観確認による点検項目

#### ＜課題（論点）＞

- ①事故※を防止するための消火器の底面の確認など、遠隔カメラ等のデジタル技術を活用した確認が容易ではない箇所の存在。  
※過去（平成21年）に大阪市東成区の屋外駐車場において、老朽化して腐食が進んだ消火器が破裂し、子供1名が受傷（重傷）するという事故が発生している。
- ②異常の程度の判別や適否の判定が可能なデジタル技術の開発。
- ③デジタル技術の活用に係るコスト（現在の方法と比較した場合の経済性）。

### （2）設備の操作や作動を伴う点検項目

#### ＜課題（論点）＞

- ①デジタル技術を活用した遠隔での操作や作動が可能な機能の開発（例：自動火災報知設備の自動試験機能）。
- ②異常の程度の判別や適否の判定が可能なデジタル技術の開発。
- ③デジタル技術の活用に係るコスト（現在の方法と比較した場合の経済性）。

## 【（例）自動火災報知設備の場合 発信機 点検基準（抜粋）】

### （1）外部確認による点検項目

- ア 周囲の状況  
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
- イ 外形  
変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。
- ウ 表示  
適正であること。

### （2）設備の操作や作動を伴う点検項目

- イ 押しボタン及び送受話器  
押しボタン又は送受話器を操作した際、確実に作動すること。  
なお、確認灯のあるものにあつては、点灯すること。

## 課題への対応方針

消防用設備等の各点検項目について、デジタル技術で同等以上の点検効果が期待でき、代替可能なものについて対応。

- ・ 同等以上の点検効果が期待できるデジタル技術のシーズ・ニーズを調査。
- ・ 調査結果に基づき、把握されたデジタル技術について、代替可能であるかについて確認。

# 検討の方向性

## 方向性

- ① 新たなデジタル技術等を活用した消防用設備等の点検に係る技術の公募を行う。
- ② ①の結果に基づき、各点検項目について、デジタル技術で同等以上の効果が期待でき、代替可能なもの（安全が担保できるもの）については、当該デジタル技術を活用することによる点検方法の技術中立化や点検周期の延長等について検討する。

### 1. 新たなデジタル技術等を活用した消防用設備等の点検に係る技術の公募

新たなデジタル技術を活用した消防用設備等の点検に係る技術の公募を行い、シーズ・ニーズを把握。

【イメージ】



定期の目視点検



常時監視

### 2. 応募されたデジタル技術等の評価

評価を実施。  
(応募されたデジタル技術について、代替可能であるかについて評価)



書類評価



プレゼンテーション



WGによる評価

### 3. 点検方法の技術中立化や点検周期の延長等の検討

同等以上の効果が期待でき、代替可能なもの（安全が担保できるもの）について、点検方法の技術中立化や点検周期の延長等について検討。



技術中立化



(6ヶ月,1年) → 延長

現行の点検方法等にとらわれず、最新のデジタル技術その他の技術を活用して効率的・効果的に点検の目的を達成するための方策や点検制度のあり方を検討。

# 検討の進め方

消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会（書面会議）

R4.9.20 開催

検討

WG

## ① デジタル技術を活用することによる点検方法の技術中立化や点検周期の延長等の検討

R.4.9.30  
第1回WG開催

- 意見交換  
最新のデジタル技術を活用することによる点検方法の技術中立化や点検周期の延長等について意見交換

## ② 技術の公募（R4.11.21～R4.12.21）

R.5.1.25  
第2回WG開催

- 技術の公募
- 技術の評価  
応募された技術に対し、評価及びコメント
- 応募者へのフィードバック  
コメントは応募者にフィードバック

消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会

R5.3.2開催

検討

- 現行の点検方法等にとらわれず、最新のデジタル技術その他の技術を活用して効率的・効果的に点検の目的を達成するための方策や点検制度のあり方の方向性を検討。



# 消防用設備等の点検周期延長に係る検討について（技術公募）

## 1. 背景・目的

消防用設備等の定期点検（消防法第17条の3の3）について、現行の点検方法等にとられず、最新のデジタル技術その他の技術（以下「デジタル技術等」という。）を活用して効率的・効果的に点検の目的を達成するための方策や点検制度のあり方を検討するため、このような検討に資するデジタル技術等について、技術公募を行う。

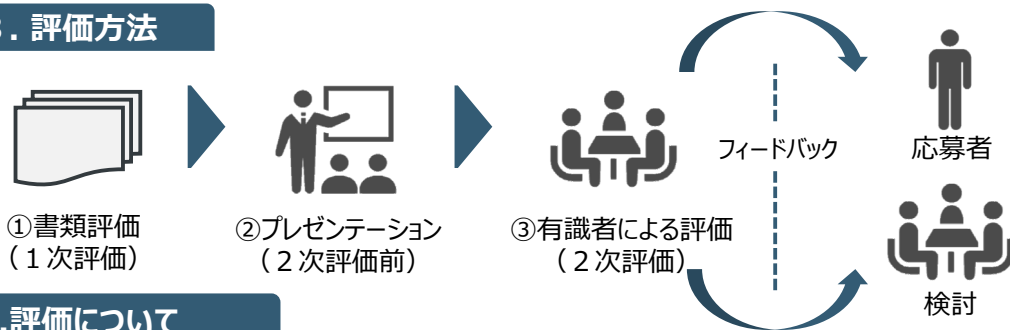
## 2. 募集の対象

- (1) 対象者  
消防用設備等の点検に活用可能なデジタル技術等を保有する企業、消防用設備等メーカーなど
- (2) 内容  
デジタル技術等を活用した点検方法
  - ① デジタル技術等及び点検方法の内容
  - ② デジタル技術等を活用することによる効果  
(例)
    - 代替可能な点検項目
    - 点検周期の延長等が可能となる点検項目
  - ③ 技術的根拠  
(例)
    - 同等以上の安全を担保できることを示す試験データ、実験結果等
    - 研究開発中のデジタル技術等の場合は、今後の試験・実験等の予定
- (3) 対象とする消防用設備等
  - 消火器
  - 自動火災報知設備
  - その他定期点検（消防法第17条の3の3）の対象となる設備（非常電源を含む。）

【公募期間】  
令和4年11月21日（月）～令和4年12月21日（水）

【技術公募結果】  
5社

## 3. 評価方法



二次審査終了後は、

- 有識者からの評価やコメント等を応募者にフィードバック。
- 活用可能と判断されたものについては、点検方法等の技術中立化や点検周期の延長等について検討。

## 4. 評価について

下記に示す観点に基づき、評価を実施する

- ① 効果（異常の程度の判別の可否、正確性・技術導入後の点検の効率化）
- ② 費用（現在の方法と比較した場合の経済性）
- ③ 導入可能性（技術の信頼性、保守性/技術の普遍性/設置・導入の技術的な容易性）